

| | |
|----------|--|
| 申請の要件 | 10 特別充填の許可 |
| 申請に関する説明 | 市長が危険のおそれがないと認め、条件を付して許可した者が当該条件に従って高圧ガスを充填（内容積が500リットル以下の容器に係るものに限る）するとき限り、充填する容器の刻印や表示等に関する義務の一部が免除されます。 |
| 根拠法令及び条項 | 高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第48条第5項 |
| 委任規定 | |
| 審査基準 | <p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 液化フルオロカーボンを充てんする容器の取扱いについて（平成9年3月31日平成09・03・31立局第29号） ・ 保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について（平成30年3月30日20180323保局第11号） ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）（平成30年2月28日20180223保局第2号） ・ 自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について（内規）（令和2年10月19日20201013保局第1号） |
| 標準処理期間 | 7日 |
| 申請部数 | 2部 |
| 手数料 | 不要 |